

◎佐賀県条例第28号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(趣旨) <b>第1条</b> 県が行う工鉱業上の試験又は鑑定並びに設備機械等の使用については、この条例の定めるところにより手数料又は使用料を徴収する。	(趣旨) <b>第1条</b> 県が行う工鉱業上の試験及び設備機械等の使用については、この条例の定めるところにより手数料及び使用料を徴収する。

第2条の表を次のように改める。

区分		単位	金額
手数料	1 分析、測定及び評価	1件、1時間又は1成分につき	630円から28,390円まで
	2 応用試験	1件につき	4,530円から72,000円まで
	3 製品設計	1時間につき	4,260円から4,300円まで
	4 試料調製及び試作加工	1件又は1時間につき	1,780円から8,700円まで
	5 報告書	1枚につき	340円から2,450円まで
使用料	設備機械等の使用	1件、1時間、1回、60キログラム又は1日につき	140円から9,320円まで

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(手数料及び使用料の納入時期) <b>第3条</b> 手数料及び使用料は、試験又は鑑定並びに設備機械等使用の申請のとき納入しなければならない。 (手数料、使用料の返還)	(手数料又は使用料の納入時期) <b>第3条</b> 手数料は試験の申請の際、使用料は設備機械等の使用の申請の際納入しなければならない。 (手数料又は使用料の還付)

改正前	改正後
<p><b>第5条</b> 既に納入された手数料又は使用料は、<u>県が試験又は鑑定することができなかつたとき及び設備機械等の使用ができなかつた場合のほか、これを還付しない。</u></p>	<p><b>第5条</b> 既に納入された手数料又は使用料は、<u>還付しない。ただし、手数料について県が試験を行うことができなかつた場合又は使用料について設備機械等の使用ができなかつた場合には、これらを還付する。</u></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。